

大津町特別養護老人ホーム入所取扱指針 新旧対照表

(旧)	(新)
<p style="text-align: center;">大津町特別養護老人ホーム入所取扱指針</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 入所に係る取扱い</p> <p>(1) 入所申込み</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 特例入所希望者は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、そのやむを得ない事由を入所申込書に記載のうえ、申し込むものとする。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(別紙) 特に入所が必要と認められる事情の例 (略)</p>	<p style="text-align: center;">大津町特別養護老人ホーム入所取扱指針</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 入所に係る取扱い</p> <p>(1) 入所申込み</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 特例入所希望者は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、そのやむを得ない事由を入所申込書に記載のうえ、申し込むものとする。<u>なお、特例入所希望者から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないこととする(特例入所の要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねる。)</u>。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>改正後の本指針は、平成29年7月4日から施行するものとする。</u></p> <p>(別紙) 特に入所が必要と認められる事情の例 (略)</p>

